

令和5年6月4日
京都府薬剤師会 薬局業務研修会

リフィル処方箋の概要と 本会におけるアンケート結果を踏まえた課題

京都府薬剤師会 理事
(薬局業務ワーキンググループ リーダー)
大垣 聡彦

本日の内容

- リフィル処方箋の概要
(疑義解釈など)
- リフィル処方箋受付時の流れ
- 京都府薬剤師会でのアンケート結果について
- (参考)令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る
特別調査(令和4年度調査)の報告案の紹介

リフィル処方箋の概要

リフィル処方箋の仕組み

リフィル処方箋の仕組み

- 症状が安定している患者について、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みを設ける。

【留意事項】

- (1) 保険医療機関の保険医がリフィルによる処方が可能と判断した場合には、処方箋の「リフィル可」欄にレ点を記入する。
- (2) リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回までとする。また、1回当たり投薬期間及び総投薬期間については、医師が、患者の病状等を踏まえ、個別に医学的に適切と判断した期間とする。
- (3) 保険医療機関及び保険医療費担当規則において、投薬量に限度が定められている医薬品及び湿布薬については、リフィル処方箋による投薬を行うことはできない。
- (4) リフィル処方箋による1回目の調剤を行うことが可能な期間については、通常の処方箋の場合と同様とする。2回目以降の調剤については、原則として、前回の調剤日を起点とし、当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内とする。
- (5) 保険薬局は、1回目又は2回目（3回可の場合）に調剤を行った場合、リフィル処方箋に調剤日及び次回調剤予定日を記載するとともに、調剤を実施した保険薬局の名称及び保険薬剤師の氏名を余白又は裏面に記載の上、当該リフィル処方箋の写しを保管すること。また、当該リフィル処方箋の総使用回数の調剤が終わった場合、調剤済処方箋として保管すること。
- (6) 保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋により調剤するに当たって、患者の服薬状況等の確認を行い、リフィル処方箋により調剤することが不適切と判断した場合には、調剤を行わず、受診勧奨を行うとともに、処方医に速やかに情報提供を行うこと。また、リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと。
- (7) 保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋の交付を受けた患者に対して、継続的な薬学的管理指導のため、同一の保険薬局で調剤を受けるべきであることを説明すること。
- (8) 保険薬局の保険薬剤師は、患者の次回の調剤を受ける予定を確認すること。予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により調剤の状況を確認すること。患者が他の保険薬局において調剤を受けることを申し出ている場合は、当該他の保険薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供すること。

【リフィル処方箋による調剤】

問6 「リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと」とされているが、この場合において、服薬情報等提供料は算定可能か。

(答) 算定要件を満たしていれば、服薬情報等提供料1又は2を算定可。

問7 リフィル処方箋による2回目以降の調剤については、「前回の調剤日を起点とし、当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内」に行うこととされているが、具体的にはどのように考えればよいか。

(答) 例えば、次回調剤予定日が6月13日である場合、次回調剤予定日を含まない前後7日間の6月6日から6月20日までの間、リフィル処方箋による調剤を行うことが可能である。ただし、調剤した薬剤の服薬を終える前に次の調剤を受けられるよう、次回調剤予定日までに来局することが望ましいこと等を患者に伝えること。

問8 リフィル処方箋の写しは、いつまで保管する必要があるのか。

(答) 当該リフィル処方箋の写しに係る調剤の終了日から3年間保管すること。

問9 一般名処方によるリフィル処方箋を受け付けた場合、2回目以降の調剤においてはどのように取り扱えばよいか。

(答) 2回目以降の調剤においても、一般名処方されたものとして取り扱うことで差し支えないが、初回来局時に調剤した薬剤と同一のものを調剤することが望ましい。

(厚生労働省保険局医療課令和4年3月31日事務連絡より抜粋)

リフィル処方箋により調剤した場合、
算定要件を満たしていれば、
服薬情報等提供料1又は2を算定可。

2回目以降の調剤については、
次回調剤予定日を含まない前後7日間

次回調剤予定日までに来局することが
望ましいこと等を患者に伝える

リフィル処方箋の写しは、
当該リフィル処方箋の写しに係る調剤の
終了日から3年間保管

問 10 リフィル処方箋を次回調剤予定日の前後7日以外の日を受け付けた場合は、当該リフィル処方箋による調剤を行うことはできるか。

(答) 不可。なお、調剤可能な日より前に患者が来局した場合は、再来局を求めるなど適切に対応すること。(厚生労働省保険局医療課令和4年3月31日事務連絡より抜粋)

(参考:医科診療報酬点数表関係)

【リフィル処方】

問 254 処方箋の交付について、リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品を処方する場合には、処方箋を分ける必要があるか。

(答) 処方箋を分ける必要がある。

問 255 処方箋の交付について、リフィル処方により2種類以上の医薬品を投薬する場合であって、それぞれの医薬品に係るリフィル処方箋の1回の使用による投薬期間が異なる場合又はリフィル処方箋の使用回数の上限が異なる場合は、医薬品ごとに処方箋を分ける必要があるか。

(答) 処方箋を分ける必要がある。(厚生労働省保険局医療課令和4年3月31日事務連絡より抜粋)

11. リフィル処方箋による調剤

	質問(要旨)	回答
1	分割調剤の際の調剤基本料を適用するのではなく、通常の受付時と同様の取り扱いとして算定してよいか(調剤基本料、薬学管理料等)。	よい。

(日本薬剤師会医薬保険課 令和4年4月22日事務連絡
令和4年度調剤報酬改定等説明会における質問等についてより抜粋)

リフィル処方箋を次回調剤予定日の前後7日以外の日を受け付けた場合は、調剤を行うことはできない。

リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品を処方する場合には、処方箋を分ける必要がある

1回の使用による投薬期間が異なる医薬品の場合、又はリフィル処方箋の使用回数の上限が異なる医薬品の場合は、処方箋を分ける必要がある

分割調剤の際の点数ではなく、通常の受付時と同様の算定(調剤基本料、薬学管理料等)

リフィル処方箋受付時の流れ

処方せん受付時

処方箋の処方欄最下部でリフィル可のチェックと回数を確認

処 方 箋														
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)														
公費負担者番号					保険者番号									
公費負担医療の受給者番号					被保険者証・被保険者手帳の記号・番号					(枝番)				
患 者	氏 名				保険医療機関の所在地及び名称									
	生年月日				電 話 番 号									
	区 分				保 険 医 氏 名									
	被保険者				都道府県番号									
交付年月日					令和 年 月 日					処方箋の使用期間				
変更不可					個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更を差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。									
リフィル可					☐ (回)									
保険医署名					「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。									
保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。)					☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤									
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)					☐ 1回目調剤日(年 月 日) ☐ 2回目調剤日(年 月 日) ☐ 3回目調剤日(年 月 日)									
調剤済年月日					令和 年 月 日					公費負担者番号				
保険薬局の所在地及び名称					☐					公費負担医療の受給者番号				
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)					☐ 1回目調剤日(年 月 日) ☐ 2回目調剤日(年 月 日) ☐ 3回目調剤日(年 月 日)									
調剤済年月日					令和 年 月 日					公費負担者番号				
保険薬局の所在地及び名称					☐					公費負担医療の受給者番号				

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、A列5番を標準とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

		リフィル可 ☒ (3 回)												
備 考	保険医署名		「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。											
			保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供											
		調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) ☐ 1回目調剤日(年 月 日) ☐ 2回目調剤日(年 月 日) ☐ 3回目調剤日(年 月 日)												
調剤済年月日		令和 年 月 日				公費負担者番号								
保険薬局の所在地及び名称		☐				公費負担医療の受給者番号								

- 備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、A列5番を標準とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

処方せん受付時

投与制限のある医薬品は対象外
(向精神薬、麻薬、湿布、新薬が含まれていると対象外)

処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)									
公費負担者番号					保険者番号				
公費負担医療の受給者番号					被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (枝番)				
患者	氏名		保険医療機関の所在地及び名称						
	生年月日	年 月 日	男・女	電話番号					
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名					
交付年月日		令和 年 月 日	処方箋の使用期間		令和 年 月 日	効に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。			
変更不可		個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。							
処方	アムロジピン錠5mg		1錠						
	1日1回朝食後		28日分						
	ゾルピデム錠10mg		1錠						
1日1回寝る前		28日分							
ケトプロフェンテープ40mg		14枚							
1日1回腰に貼付									
リフィル可 ☐ (回)									
備考	保険医署名		「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。						
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「X」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ証書照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供								
調剤実施回数(調剤回数に応じて、「レ」又は「X」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) ☐ 1回目調剤日(年 月 日) ☐ 2回目調剤日(年 月 日) ☐ 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)									
調剤済年月日		令和 年 月 日	公費負担者番号						
保険薬局の所在地及び名称		公費負担医療の受給者番号							

アムロジピン錠5mg 1錠
1日1回朝食後 28日分

ゾルピデム錠10mg 1錠
1日1回寝る前 28日分

ケトプロフェンテープ40mg 14枚
1日1回腰に貼付

不可

向精神薬、麻薬、湿布、新薬などが処方される場合には、リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品で、処方箋を分ける必要がある

1回目の処方せん受付時

患者がリフィル処方箋であることを認識しているかを確認



リフィル処方箋による調剤が適しているかを検討し、調剤を行う。
(体調変化、副作用確認等を考慮し、
必要に応じて受診勧奨、医療機関に情報提供)

1回目の処方せん受付時

		リフィル可 ☐ (回)
備考	保険医署名	〔「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。〕
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供	
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) ☒ 1回目調剤日(R5 年 6 月 4 日) ☐ 2回目調剤日(年 月 日) ☐ 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(R5 年 7 月 2 日) 次回調剤予定日(年 月 日)		
調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	⑩	公費負担医療の 受給者番号

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
 2. この用紙は、A列5番を標準とすること。
 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

1回目調剤日・次回調剤予定日
(調剤日+投与日数)を記載

1回目
ふやく薬局
府薬 太郎

処方箋の表面の余白または裏面に
薬局名称、薬剤師名を記載

1回目の処方せん受付時

患者に処方箋を返却

処方箋のコピーを薬局で保管(3年間)



返却時に次回調剤可能期間

(次回調剤予定日の前後7日以内)を伝達

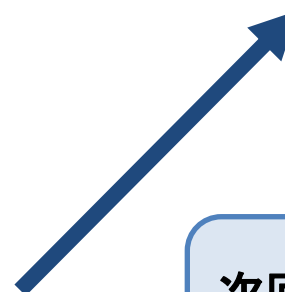
調剤可能期間以外は調剤不可である事を伝える

次回調剤予定日＝次回来局日でなくてもよい



次回以降も同じ薬局に持参すべきであると説明

→もし患者が他の薬局での調剤を希望する場合には、
当該薬局への情報提供を行う



次回来局予定表の作成等



次回来局日に患者が来局しない場合には、
患者に電話などで連絡し、確認。

2回目の処方せん受付時

服薬状況、体調変化、副作用などを確認し、
リフィル処方箋による調剤が適しているかを検討

```
graph TD; A[服薬状況、体調変化、副作用などを確認し、リフィル処方箋による調剤が適しているかを検討] --> B[調剤を行い、必要に応じて医療機関に情報提供を行う]; A --> C[調剤を行わず、医療機関への受診勧奨等を行う];
```

調剤を行い、必要に応じて医療機関に情報提供を行う

調剤を行わず、医療機関への受診勧奨等を行う

2回目の処方せん受付時

		リフィル可 ☐ (回)
備 考	保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供	
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) ☒ 1回目調剤日(R5年 6月 4日) ☒ 2回目調剤日(R5年 7月 1日) ☐ 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(R5年 7月 2日) 次回調剤予定日(R5年 7月 29日)		
調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	Ⓜ	公費負担医療の受給者番号
備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。 2. この用紙は、A列5番を標準とすること。 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。		

2回目調剤日・次回調剤予定日
(調剤日+投与日数)を記載

1回目
ふやく薬局
府薬 太郎

2回目
ふやく薬局
府薬 太郎

処方箋の表面の余白または裏面に
薬局名称、薬剤師名を記載

2回目の処方せん受付時(1回目と同様)

患者に処方箋を返却

処方箋のコピーを薬局で保管(3年間)



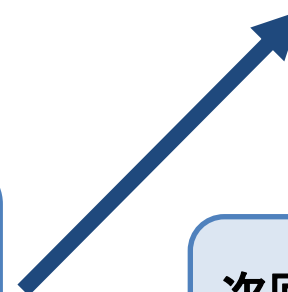
返却時に次回調剤可能期間

(次回調剤予定日の前後7日以内)を伝達
調剤可能期間以外は調剤不可である事を伝える
次回調剤予定日＝次回来局日でなくてもよい



次回以降も同じ薬局に持参すべきであると説明

→もし患者が他の薬局での調剤を希望する場合には、
当該薬局への情報提供を行う



次回来局予定表の作成等



次回来局日に患者が来局しない場合には、
患者に電話などで連絡し、確認。

3回目の処方せん受付時(2回目と同様)

服薬状況、体調変化、副作用などを確認し、
リフィル処方箋による調剤が適しているかを検討

```
graph TD; A[服薬状況、体調変化、副作用などを確認し、リフィル処方箋による調剤が適しているかを検討] --> B[調剤を行い、必要に応じて医療機関に情報提供を行う]; A --> C[調剤を行わず、医療機関への受診勧奨を行う];
```

調剤を行い、必要に応じて医療機関に情報提供を行う

調剤を行わず、医療機関への受診勧奨を行う

3回目の処方せん受付時

		リフィル可 ☐ (回)
備 考	保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供	
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) ☒ 1回目調剤日 (R5年 6月 4日) ☒ 2回目調剤日 (R5年 7月 1日) ☒ 3回目調剤日 (R5年 7月 27日) 次回調剤予定日 (R5年 7月 2日) 次回調剤予定日 (R5年 7月 29日)		
調剤済年月日	令和 5年 7月 27日	公費負担者番号
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	京都市東山区東大路五条上る梅林町563 ふやく薬局 府薬 太郎	公費負担医療の受給者番号

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
 2. この用紙は、A列5番を標準とすること。
 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

3回目調剤日を記載

処方箋の所定の欄に調剤済日、
薬局名称、薬剤師名を記載

1回目
ふやく薬局
府薬 太郎

2回目
ふやく薬局
府薬 太郎

通常の処方箋と同様に、
処方箋の原本を薬局で保管(3年間)

【リフィル処方箋 受付時のチェックリスト】
(最大3回の使用を想定して作成)

受付時

- ☐ 処方箋の処方欄最下部でリフィル可のチェックと回数を確認
- ☐ 投与制限のある医薬品は対象外
(向精神薬、麻薬、湿布、新薬が含まれていると対象外)

	1 回目	2 回目	3 回目
●患者がリフィル処方箋であることを認識しているかを確認	☐	☐	不要
●リフィル処方箋による調剤が適しているか 体調変化、副作用確認等を考慮し、 必要に応じて受診勧奨、医療機関に情報提供	☐	☐	☐
●処方箋の表面の余白または裏面に 調剤日、薬局名称、薬剤師名を記載	☐	☐	☐
●調剤日を記載	☐	☐	☐
●次回調剤予定日（調剤日＋投与日数）を記載	☐	☐	不要
●処方箋のコピーを薬局で保管（3年間）	☐	☐	原本保存
●患者に処方箋を返却（1、2回目薬局保管を除く）	☐	☐	返却しない
●返却時に次回調剤可能期間 （次回調剤予定日の前後7日以内）を伝達 調剤可能期間以外は調剤不可であることを伝える 次回調剤予定日＝次回来局日でなくてもよい	☐	☐	不要
●次回以降も同じ薬局に持参すべきであると説明	☐	☐	不要
●次回来局予定表の作成等	☐	☐	不要

(処方箋 備考欄) 記入例 90日分 (30日×3回) の1回目

調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」または「×」を記載するとともに・・・
☑ 1 回目調剤日 (R5年3月1日) □ 2 回目調剤日 (年 月 日)
次回調剤予定日 (R5年3月31日) 次回調剤予定日 (年 月 日)

(処方箋 備考欄) 記入例 90日分 (30日×3回) の2回目

調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」または「×」を記載するとともに・・・
☑ 1 回目調剤日 (R5年3月1日) ☑ 2 回目調剤日 (R5年3月30日)
次回調剤予定日 (R5年3月31日) 次回調剤予定日 (R5年4月28日)

【リフィル処方】

問 254 処方箋の交付について、リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品を処方する場合には、処方箋を分ける必要があるか。

（答）処方箋を分ける必要がある。

問 255 処方箋の交付について、リフィル処方により2種類以上の医薬品を投薬する場合であって、それぞれの医薬品に係るリフィル処方箋の1回の使用による投薬期間が異なる場合又はリフィル処方箋の使用回数の上限が異なる場合は、医薬品ごとに処方箋を分ける必要があるか。

（答）処方箋を分ける必要がある。

【リフィル処方箋による調剤】

問 6 「リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと」とされているが、この場合において、服薬情報等提供料は算定可能か。

（答）算定要件を満たしていれば、服薬情報等提供料 1 又は 2 を算定可。

問 7 リフィル処方箋による2回目以降の調剤については、「前回の調剤日を起点とし、当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内」に行うこととされているが、具体的にはどのように考えればよいか。

（答）例えば、次回調剤予定日が6月13日である場合、次回調剤予定日を含まない前後7日間の6月6日から6月20日までの間、リフィル処方箋による調剤を行うことが可能である。ただし、調剤した薬剤の服薬を終える前に次回の調剤を受けられるよう、次回調剤予定日までに来局することが望ましいこと等を患者に伝えること。

問 8 リフィル処方箋の写しは、いつまで保管する必要があるのか。

（答）当該リフィル処方箋の写しに係る調剤の終了日から3年間保管すること。

問 9 一般名処方によるリフィル処方箋を受け付けた場合、2回目以降の調剤においてはどのように取り扱えばよいか。

（答）2回目以降の調剤においても、一般名処方されたものとして取り扱うことで差し支えないが、初回来局時に調剤した薬剤と同一のものを調剤することが望ましい。

問 10 リフィル処方箋を次回調剤予定日の前後7日以外の日に受け付けた場合は、当該リフィル処方箋による調剤を行うことはできるか。

（答）不可。なお、調剤可能な日より前に患者が来局した場合は、再来局を求めるなど適切に対応すること。

京都府薬剤師会でのアンケート結果について

リフィル処方箋アンケート

令和4年10月吉日

京都府薬剤師会 薬局業務WG

回答期限：10/31（月） FAX送信先：075-525-1650（京都府薬剤師会）

所属地域 薬剤師会	☐ 京都北薬剤師会	☐ 上京薬剤師会	☐ 左京薬剤師会	☐ 中京薬剤師会	☐ 下京南薬剤師会
	☐ 東山薬剤師会	☐ 山科薬剤師会	☐ 伏見薬剤師会	☐ 右京薬剤師会	☐ 西京薬剤師会
	☐ 乙訓薬剤師会	☐ 城南薬剤師会	☐ 綴喜薬剤師会	☐ 相楽薬剤師会	☐ 船井薬剤師会
	☐ 綾部薬剤師会	☐ 福知山薬剤師会	☐ 舞鶴薬剤師会	☐ 丹後薬剤師会	☐ 亀岡市薬剤師会

1. リフィル処方箋の応需状況

リフィル処方箋を応需した事がありますか？→ ①はい ②いいえ

上記で『①はい』を選択された方にお聞きます。これまでに何件応需しましたか？
→ _____ 件

次ページに様式に従い、リフィル処方箋ごとに個別情報のご記載をお願いします。
『リフィル処方箋個別情報』は必要数をコピーしてご使用ください。No.をご記入ください。

2. リフィル処方箋を応需した際の対応について教えてください。

☐スムーズに対応できる。

☐取り扱い方法に分からない部分もあり、書類(マニュアル)、インターネット等で対応方法を確認しながら対応する。

☐取り扱い方法が分からず、対応できない。

☐その他→内容：

3. リフィル処方箋の普及に伴い必要と考えるものは何ですか？(複数回答可)

☐リフィル処方せん取り扱いの勉強会の実施

☐リフィル処方せん応需時のマニュアル作成

☐リフィル処方せん発行医療機関の把握

☐その他→内容：

4. その他、ご意見があればご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

リフィル処方箋個別情報

No.

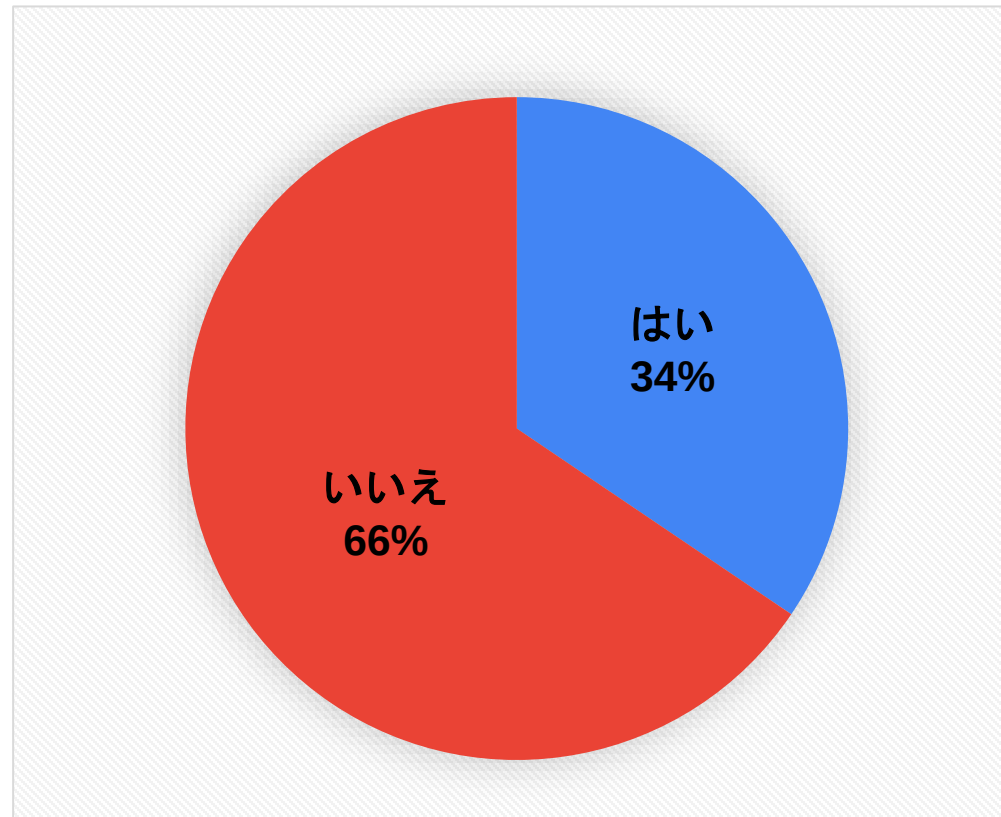
処方元 医療機関	処方元医療機関の区分にチェックを入れてください。 ☐ 病院 ☐ 医院・診療所
医療機関 所在地	処方元医療機関は京都府内、京都府外かチェックを入れてください。 ☐ 京都府内 ☐ 京都府外
処方元 診療科	処方された診療科にチェックを入れてください。 ※該当する診療科がない場合は、最も近い診療科を選択されるか、その他にご記入ください。 ☐ 内科全般 ☐ 循環器科 ☐ 精神・神経内科 ☐ 脳神経内科 ☐ 呼吸器科 ☐ 消化器科 ☐ 腎臓科 ☐ 腫瘍内科 ☐ 血液内科 ☐ 泌尿器科 ☐ 小児科 ☐ 外科全般 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻咽喉科 ☐ 皮膚科 ☐ 整形外科 ☐ 形成外科 ☐ 産科婦人科 ☐ 歯科 ☐ その他（ ）
処方薬	処方された薬剤の概要を教えてください。（例：糖尿病治療薬、高血圧治療薬） 処方箋に記載された薬剤の内訳 内服 種類 、外用 種類 、注射 種類
適応回数	処方箋に記載された適応回数にチェックを入れてください。 ☐ 2回 ☐ 3回
処方内容 における 問題点	リフィル処方箋を調剤するうえで、判断に迷うことはありましたか？（複数回答可） ☐ なかった ☐ リフィル処方箋で処方できない医薬品（向精神薬・湿布薬など）が処方されていた ☐ 処方日数の異なる内服薬が処方されていた ☐ 外用薬の使用期間が分からず、次回調剤予定日の判断がつかなかった ☐ 頓服薬の使用期間が分からず、次回調剤予定日の判断がつかなかった ☐ その他→内容： 上記の内容についてどのように対応しましたか？ ☐ 処方医に疑義照会した ☐ 患者からの聞き取り等により判断した ☐ その他→内容：
再来局 状況	2回目以降の来局状況に当てはまるものにチェックを入れてください。 ☐ 指定されたリフィル回数通り来局され、調剤を行った ☐ 指定されたリフィル回数通り来局されたが、服薬状況・体調変化などを確認した結果、調剤を行わなかった ☐ 2回目の来局がなかった ☐ 3回目の来局がなかった
患者認識	患者はリフィル処方箋であることを分かっていたか？ ☐ 分かっていた ☐ 分かっていたいなかった 患者はリフィル処方箋について理解していましたか？ ☐ 理解していた ☐ 理解していなかった ☐ 分からない 上記『患者はリフィル処方箋について理解していましたか？』の質問→②理解していた方を選択された方にお伺いします。 病院・医院・診療所で患者は誰から説明を受けたと思われますか？ ☐ 医師 ☐ 看護師 ☐ 受付(事務) ☐ 分からない ☐ その他→説明した人：

実施期間及び回答率

アンケート機関 2022年10月1日～10月31日

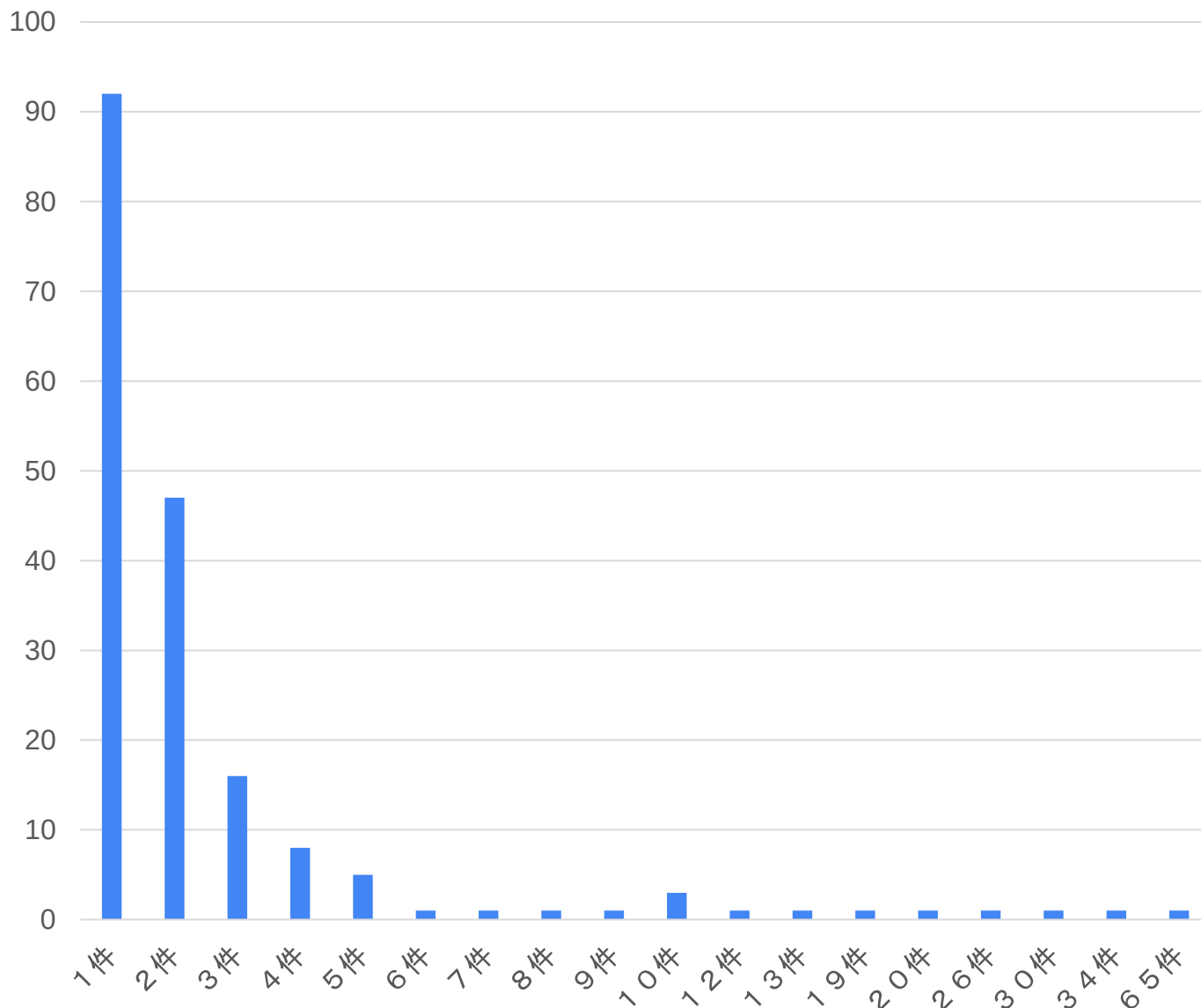
回答率 54.5%（会員薬局974件中531件）

リフィル処方箋を応需した事がありますか？



これまでにリフィル処方箋を何件応需しましたか？

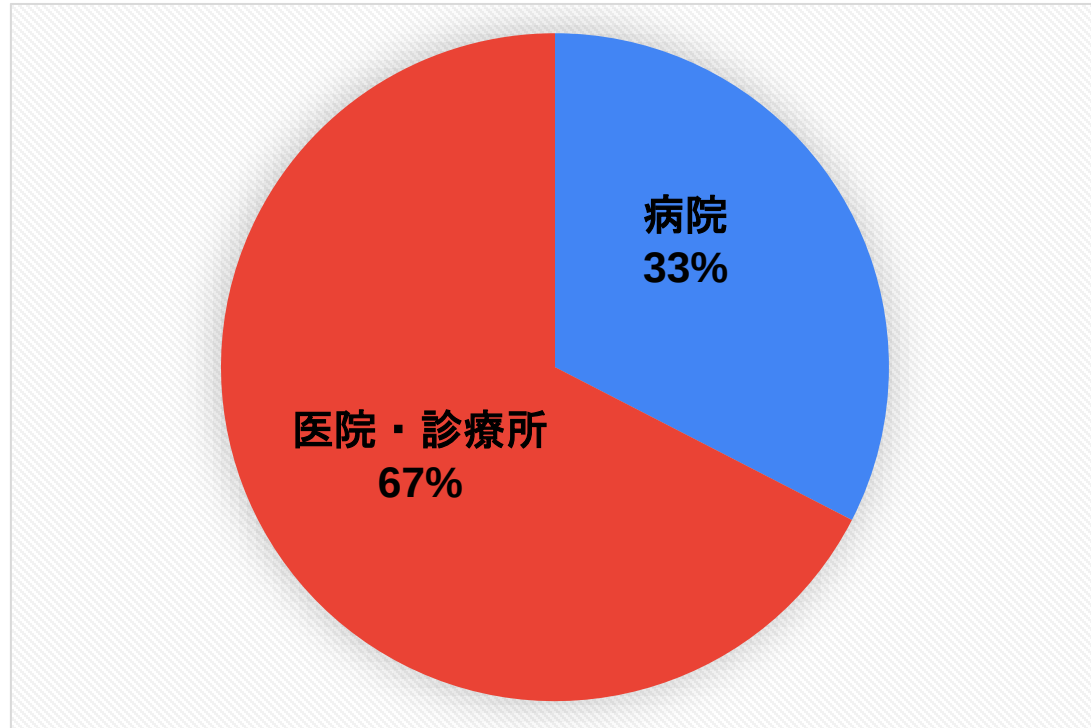
(回答件数)



1 件の応需が全体の半数であり、
続いて2件、3件が多く、
複数件応需は少ない。

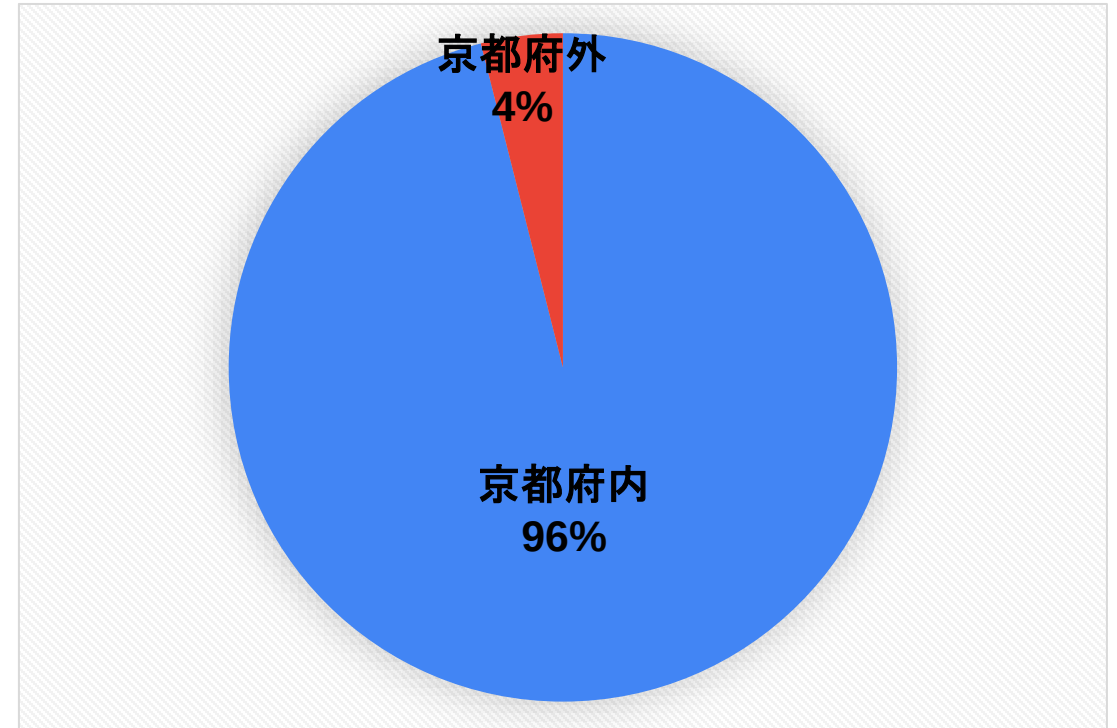
一方で、運用開始からの約半年間
で20件以上を応需している薬局も
数件あり、一部には発行に積極的な
医療機関があることがわかる。

処方元医療機関の区分



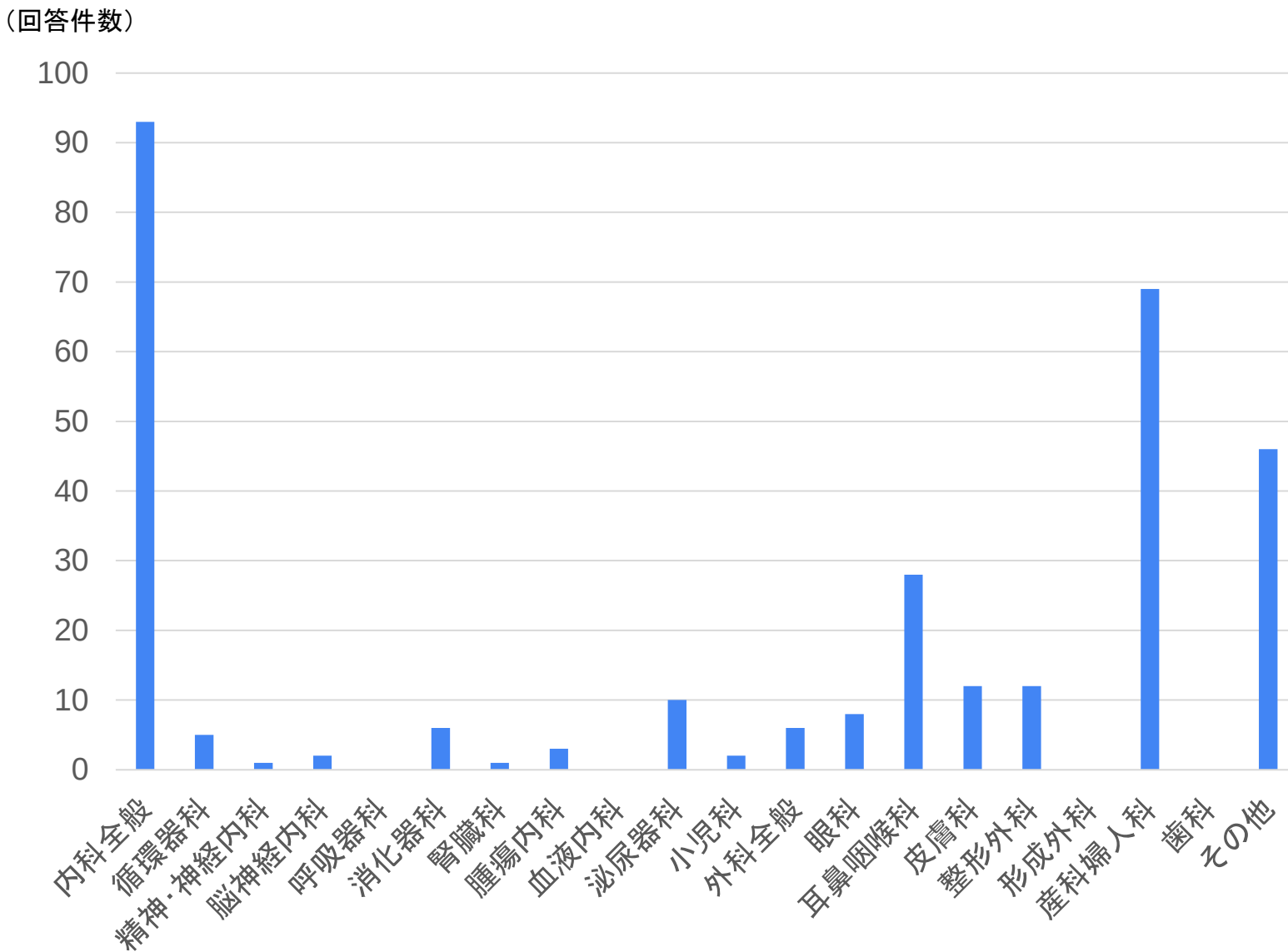
処方施設は全体の6割が医院・診療所であった。

処方元医療機関の所在地



京都府内は全体の約96%、京都府外は約4%であった。

処方された診療科を選択してください。



専門科目では
産婦人科(26.7%)が一番多く、
次いで耳鼻咽喉科(10.9%)と
なった。

医療機関においては、リフィル処方箋システムの構築や導入を検討中である状況から、今回の調査で診療科の傾向を把握することは困難である。

処方された薬剤の概要を教えてください。

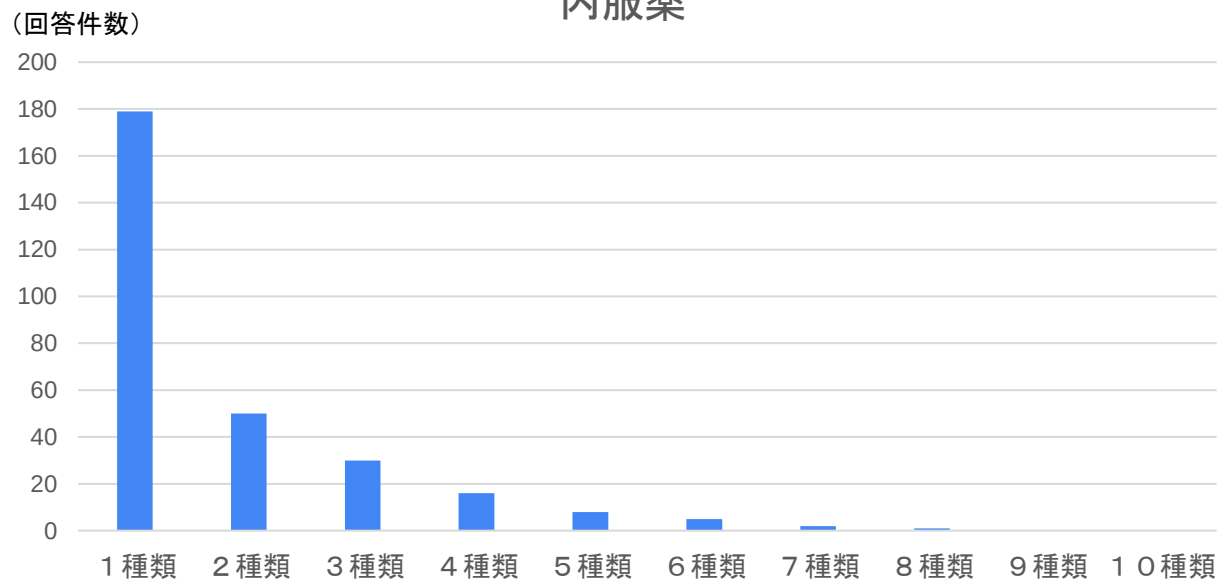
処方回数	薬剤概要
1位	高血圧治療薬
2位	閉経後乳がん治療薬
3位	抗アレルギー治療薬
4位	高脂血症治療薬
5位	月経困難症治療薬
6位	糖尿病治療薬

記載された薬剤の概要は50種類以上あった。

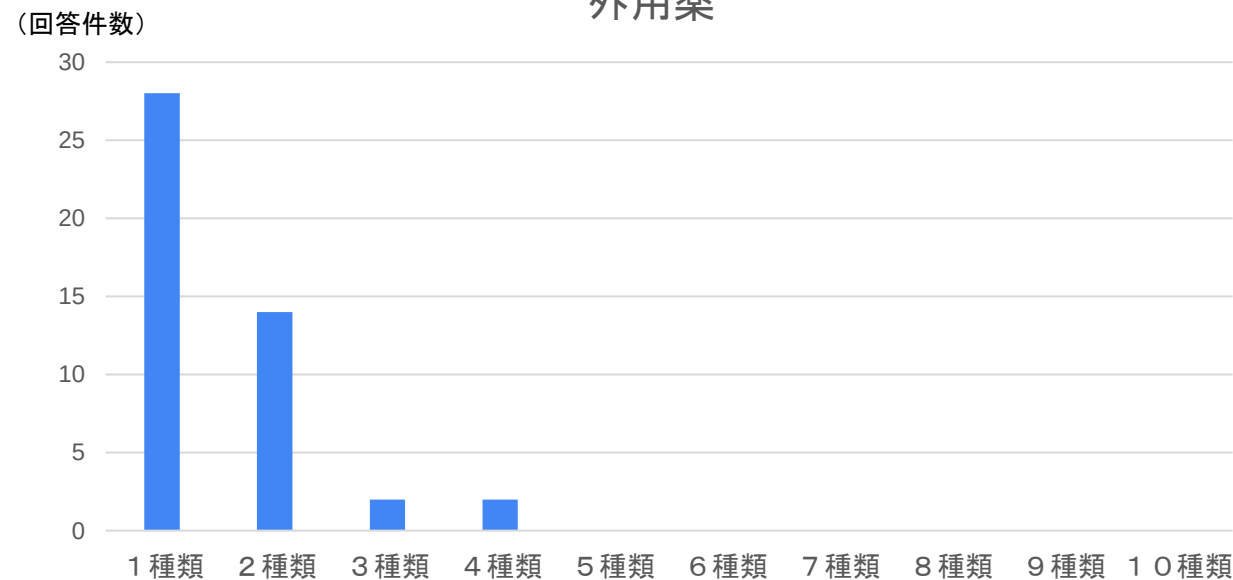
高血圧治療薬が最も多く、次いで抗アレルギー治療薬、閉経後乳がん治療薬と続いた。
閉経後乳がん治療薬が多かった点については予想外であり注目すべきである。

処方箋に記載された薬剤の内訳

内服薬



外用薬

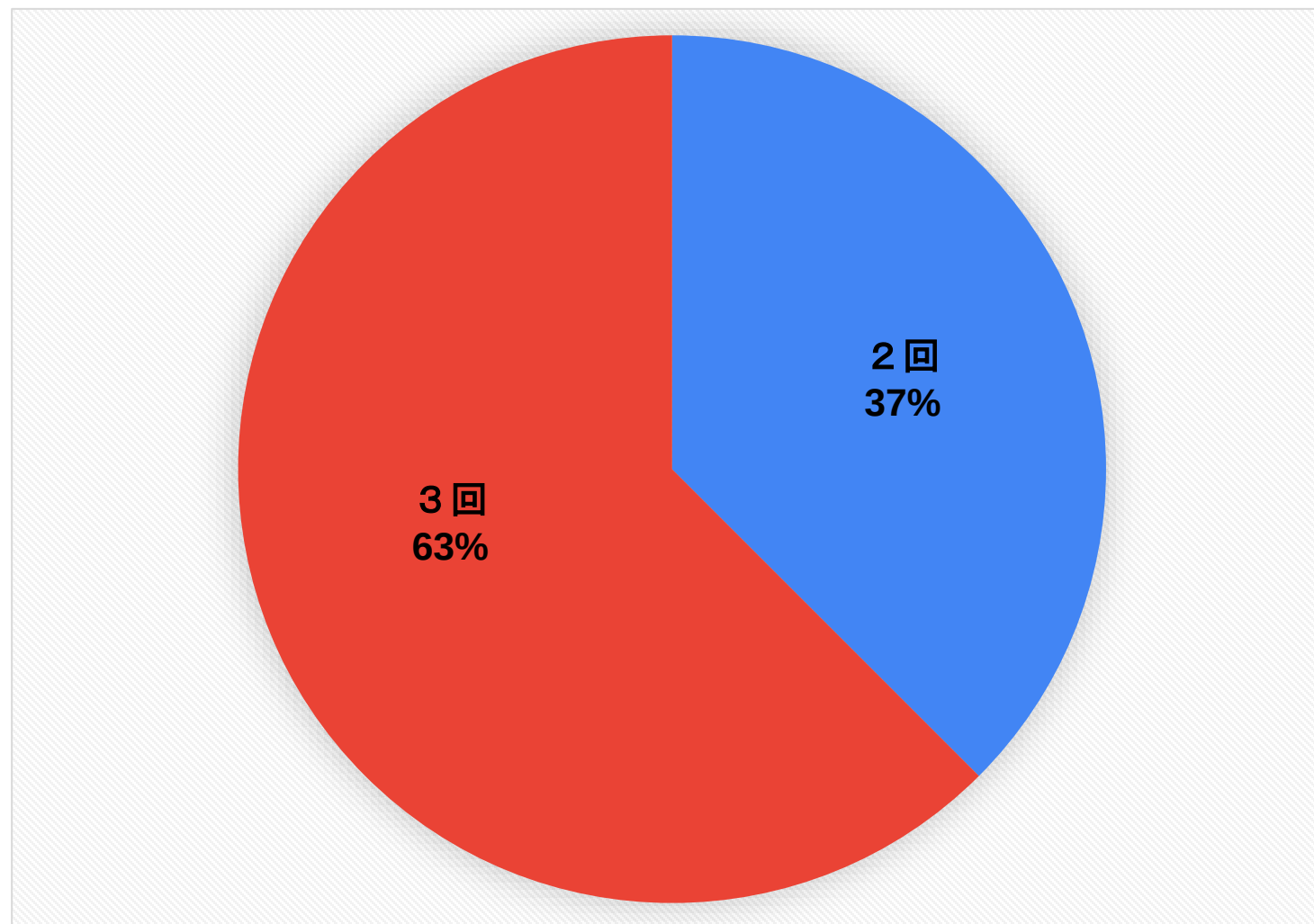


注射薬

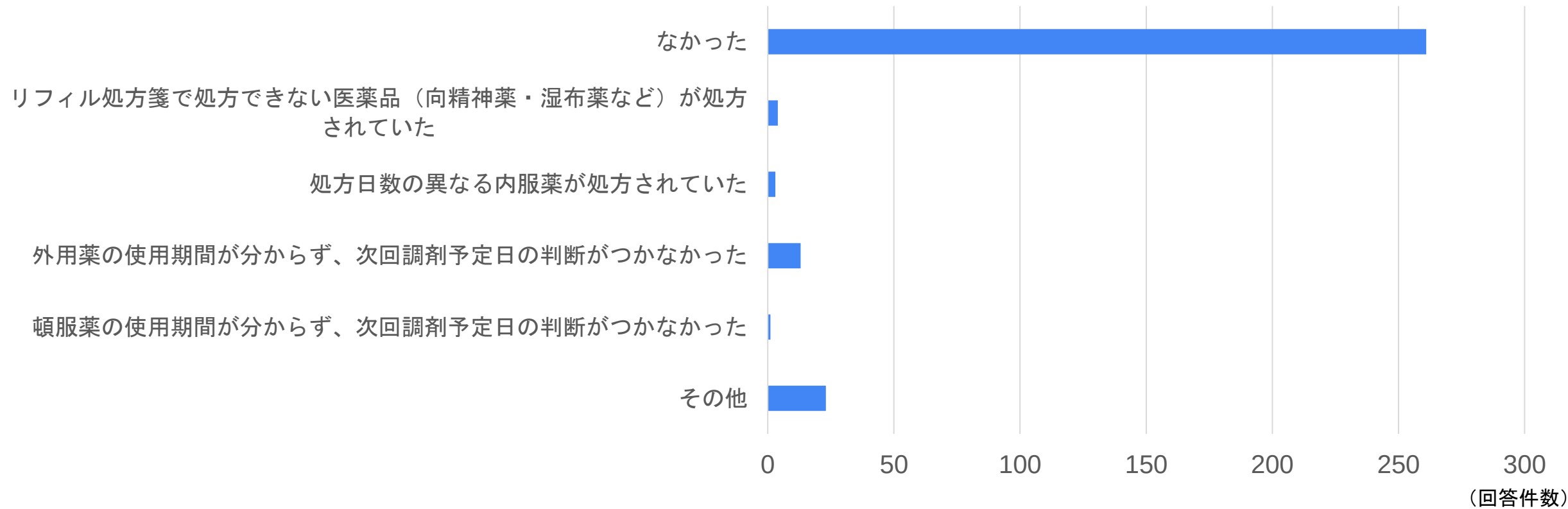


内服・外用ともに約60%が1種類で、
2種類以上は多くなかった。
リフィル処方箋システムの構築・導入に
ついて検討中である状況から、今回の
調査で薬剤概要の傾向を把握することは困難である。

リフィル処方箋に記載された適応回数を選択してください。



リフィル処方箋を調剤するうえで、判断に迷うことはありましたか？



約85%が判断に迷うことなく調剤が可能であった。
リフィル処方箋の記載不備等が見受けられた。

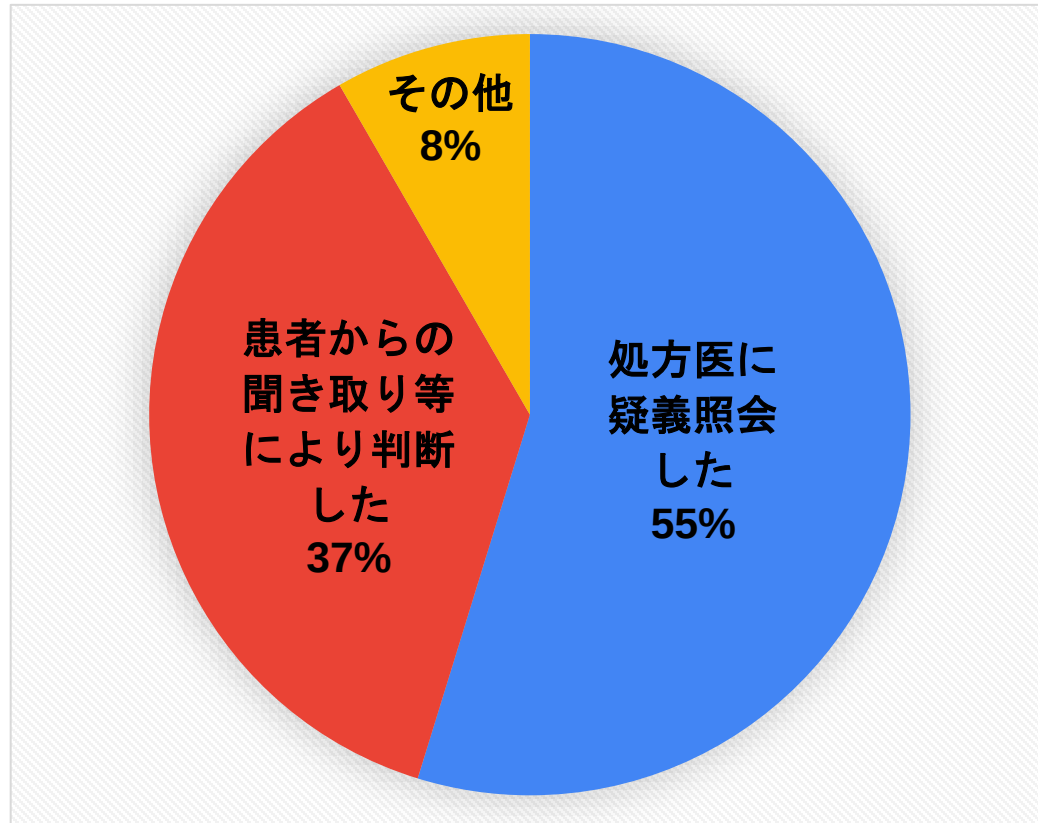
その他の詳細

- リフィルとわかりにくかった
 - 調剤印、監査印の押す場所がよく分からなかった
 - リフィル1回と医院が記載していた
 - 処方箋原本に押印がなかった
-
- 向精神薬、湿布はリフィルに適さない旨連絡、リフィルは解除となった
 - 2週間投与制限のある新薬が新規で処方されている方に対してのリフィルだった
 - いつもリフィルで処方されていない薬剤が追加されている処方箋が発行された時に、医院がリフィル対応とそうでない薬を分けて発行する必要があることを理解されておらず、疑義をかけたりして手間取った
 - 腫瘍内科で14日ごとに行かれているのにリフィル？

その他の詳細

- 21日連続服用7日休薬の薬とはわかっているが、処方日数が21日の3回リフィルだったので次回予定日の判断と処方箋の使用期限の判断に迷った
- 休薬期間のあるジェミーナ配合錠が21日分で処方されたが、コメントで21日間内服後7日間休薬との記載があり、次回調剤予定日の判断に迷った
- 休薬期間を含む薬剤だった（ルナベル）
- 残薬があった
- 患者より不要な薬剤の申し出があった
- 服用スケジュールが不明だったこと
- リフィルで処方する意図を疑義照会した
- 長期の処方であるのと体調の聞き取りなど実施の不安
- 処方箋は問題なかったが持参のタイミングが早かった
- 0410だったため
- 途中で保険が変わった場合

リフィル処方箋を調剤するうえで、判断に迷った場合、 どのように対応しましたか？

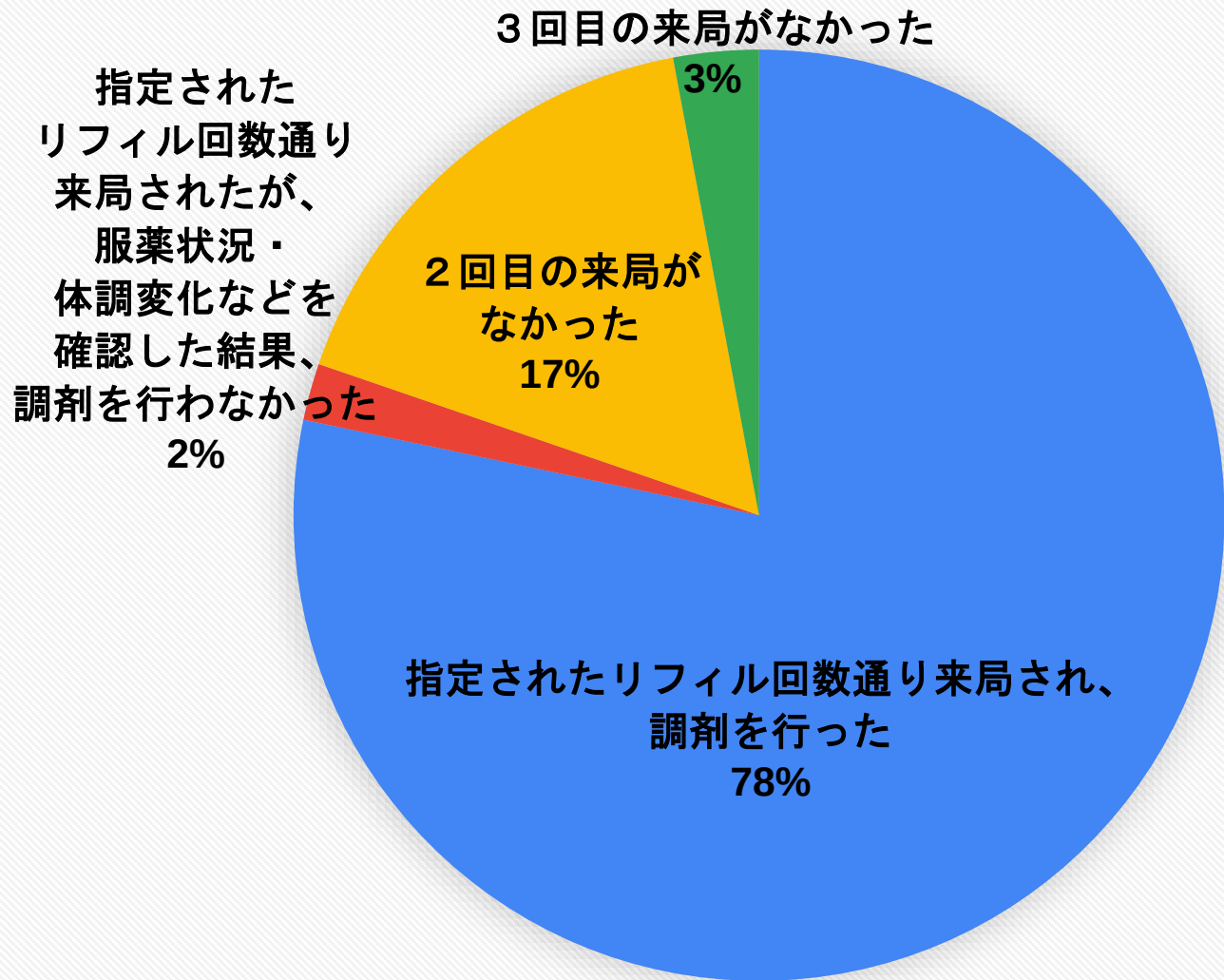


その他の詳細

- ネットで調べた
- 変更調剤報告書(残薬の調整)
- 薬局本部と相談し、次回調剤予定日は休薬期間を含めた日数とした
- レセコンの入力手順などを再確認し行動した
- 使用期間について再説明した
- 服用後4週後に採血するとのことだったので、リフィル2回ならいいだろうと判断した

約55%が疑義照会で、37%が患者からの聞き取り等により疑念を解消して対応している。
多くの薬局が普段の調剤時と同様に疑義照会か患者聞き取り等で適正に対応していると考えられる。

リフィル処方箋応需後、2回目以降の来局状況に当てはまるものを選択してください。

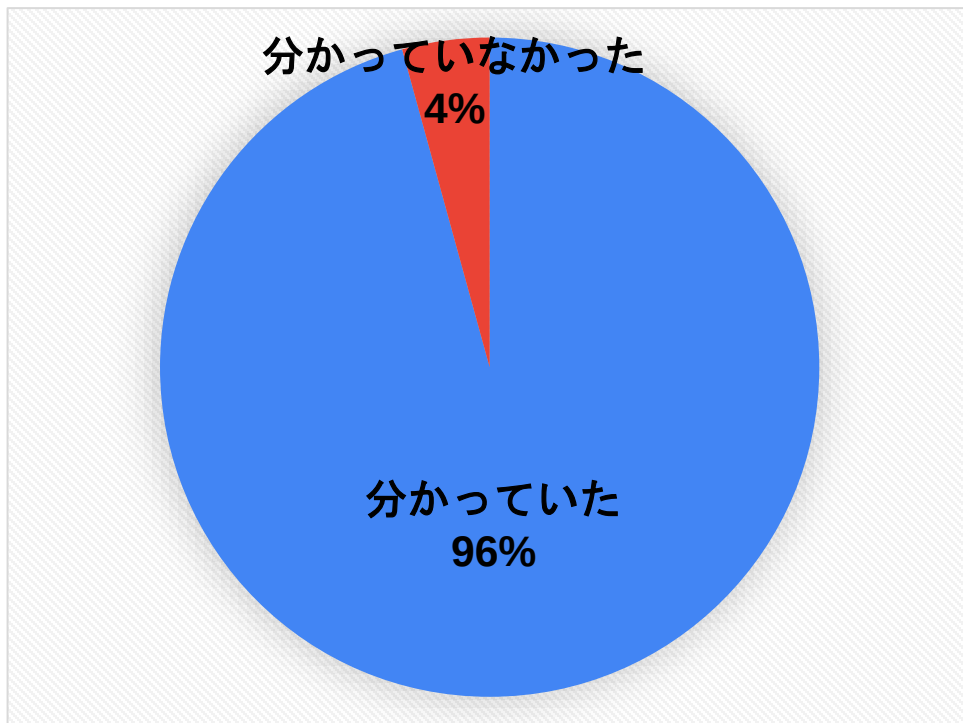


指定されたリフィル回数通り来局され、調剤を行った割合は約78%であった。

再来局されたケースのうち、約2.5%（244件中6件）においては、薬局の判断により調剤を行っておらず、本調査では詳細や受診勧奨の有無については不明であるが、再来局時の薬学的な観点からの対応について今後さらに注視すべきところである。

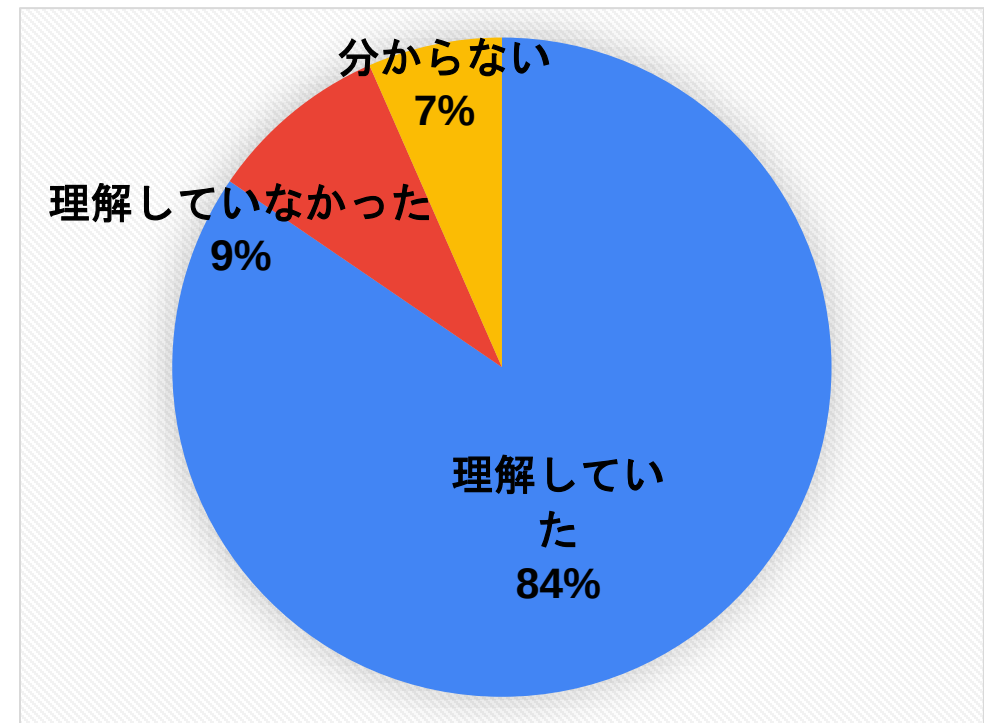
2回目や3回目に来局が無かった患者でのその後の対応は不明である。

患者はリフィル処方箋であることを分かっていましたか？



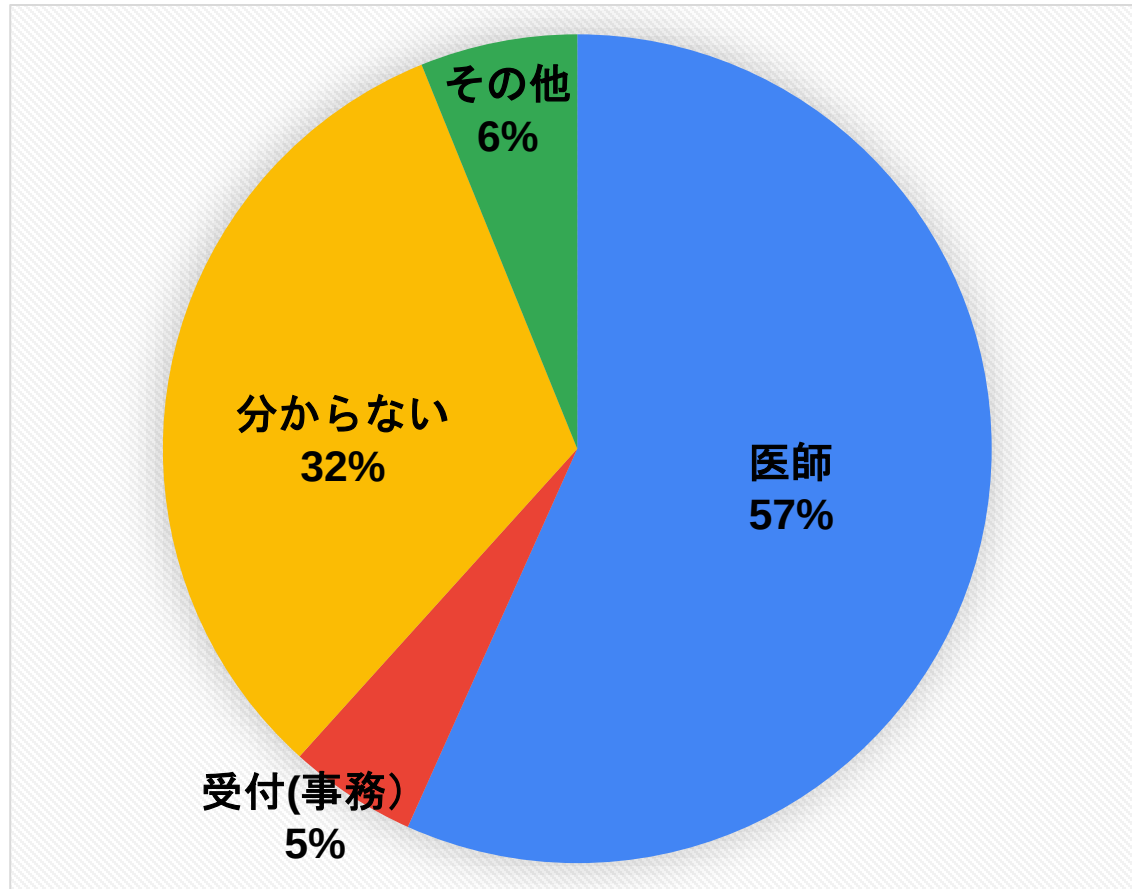
約95%の方がリフィル処方箋であることを分かっていたが、分かっていなかった患者は少数存在し何らかの対応を考える必要がある。

患者はリフィル処方箋について理解していましたか？



約84%が理解していたが、約15%は理解していない・不明であり、対策を考える必要がある。

病院・医院・診療所で患者は誰から説明を受けたとおもわれますか？

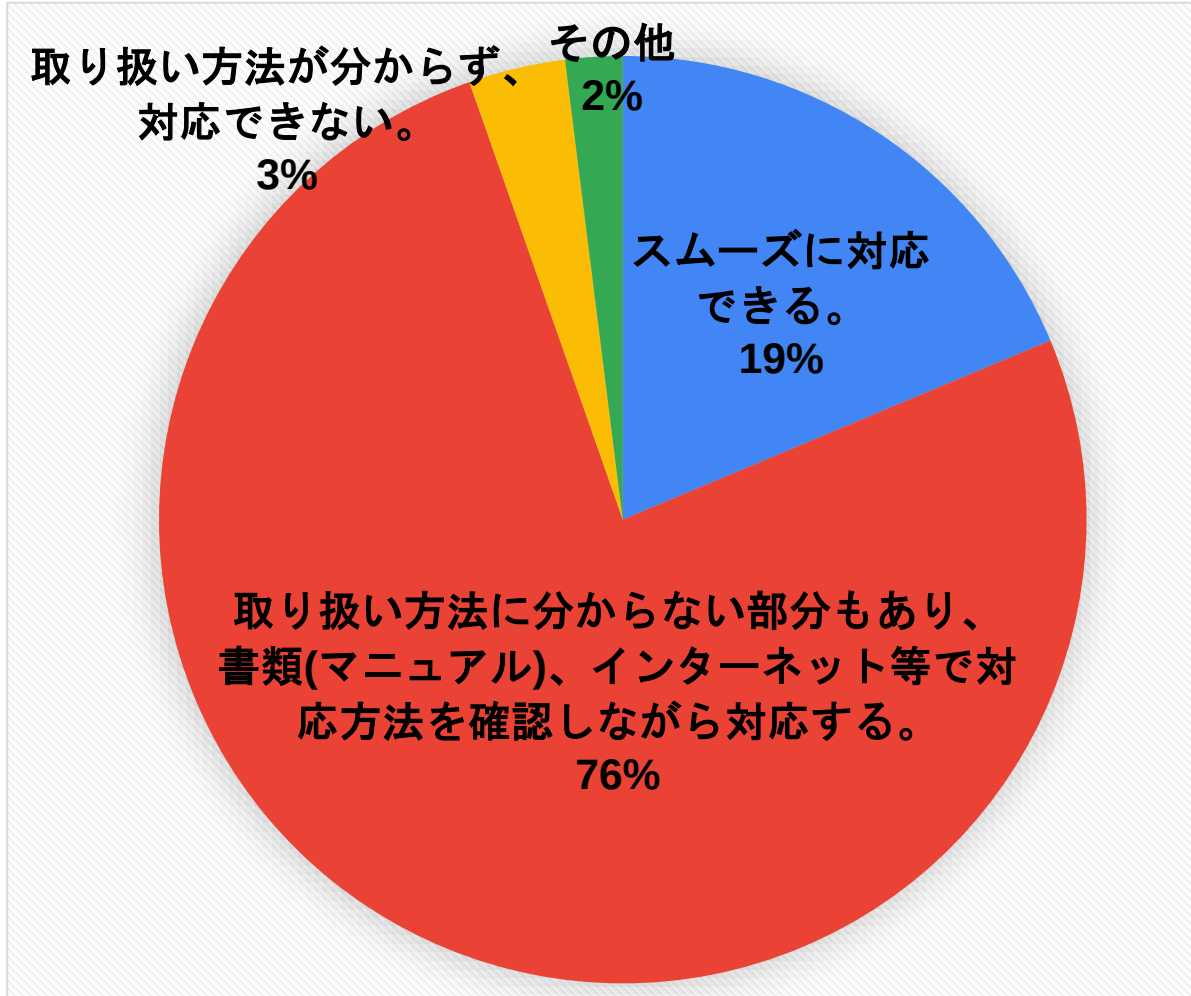


その他の詳細

- 誰からの説明か分からないが、病院での説明は受けられていた
- 本人が希望した
- 本人が調べて相談された
- 自身で制度を調べて医師に申し出た
- 患者が医療従事者
- ネット情報
- 市

約57%が医師、続いて約5%が受付(事務)と、多くが医療機関より説明を受けている。一方で、患者からリフィル処方箋の発行を希望したケースも少なからず存在する。

リフィル処方箋を応需した際の対応について教えてください。

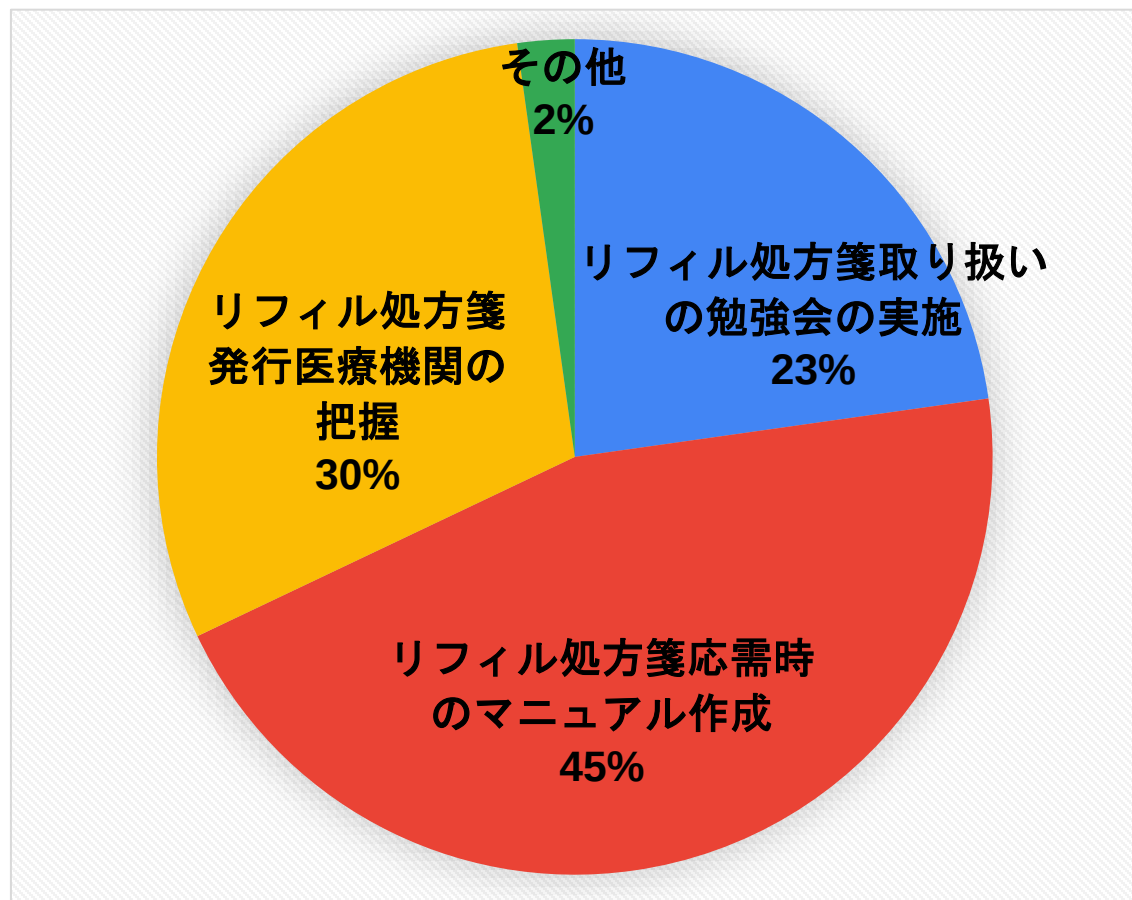


その他の詳細

- レセコンの入力に戸惑う
- 調べて対応の努力はしますが、場合によってはお断りをせざるを得ない場合も想定できます。
- 手順を共有しているがおそらく出来ない者もいると思う

現時点でスムーズに対応できるとの回答は約19%と少なく、約75%が取り扱いにわからない部分があると回答し、約3%においては対応できないとの回答も存在しており、リフィル処方箋に関する理解について多くの課題があることがうかがわれる。

リフィル処方箋の普及に伴い 必要と考えるものは何ですか？



その他の詳細

- 処方箋の保管、電子処方箋の対応
- 処方医がリフィルを選択しやすい環境の進展
- 体調変化時の基準の明確化
- 国民への周知
- 患者の理解
- 頓服や外用などイレギュラー事例の共有
- 医師とのスムーズな連絡ツール
- リフィル処方箋発行医療機関の把握
- 処方箋発行する医療機関への働きかけ
- 医師会の理解
- 薬局側の応需の経験
- 薬剤師が体調変化への気づきや医師へのフィードバックなどの対応
- 見落とさないようにすること

応需時のマニュアル作成やリフィル処方箋の取り扱いに関する勉強会の実施などに関して、薬剤師会としての支援が望まれる。またリフィル処方箋を発行する医療機関の情報収集なども課題である。

自由意見

- リフィル処方箋かどうか、よりわかりやすい処方箋様式になるとありがたいです
- リフィル処方の表記が処方箋の下の方にあり見落とす可能性があるので、ハンコ等でリフィルであることが分かりやすく表示されていれば見逃しを防げるかと思います
- 偽造処方箋など、不安はある
- リフィル可の所に医師の印鑑が欲しい(期限延長もだが...)
- 患者自身が手を加えることがないよう、QRコードなり、バーコードで確認できるようにしてほしい
- リフィル処方箋にするなら3回分の印鑑欄を設け、印が押してあれば調剤済みとする、で良いと思う。
- リフィル処方箋による調剤済みの薬局名や薬剤師の記入欄が一箇所しかないが、1、2回目異なる薬局の場合も想定されるため、各回に対して記載できるフォーマットのほうが良いのではないのでしょうか？
- 休薬期間のある薬剤の考え方を明文化してほしいです

自由意見

- 早い時期に、マニュアルを作成し勉強会を開催してほしい
- 発行医療機関が知りたい
- 1番労力を費やすのは患者様への説明と、患者様の正しい理解取得だと推察します。マイナンバーカードのように本件周知活動でも無い限り普及は難しいのでは？と思ってしまう
- 患者さんのリフィルに対する希望があるとは思われるが、リフィルが適応可能な薬剤とそうでない薬剤があるので、患者さん方にもある程度の情報を流していただいてもいいかとは考えます
- 患者の理解がもっと深められるよう医療機関がコミュニケーションをしっかりとって欲しい。
- リフィルについては発行する医師の抵抗もあるよう
- 医療機関側がリフィル処方箋の活用を拒否される傾向にあり(処方箋に二重線で削除されている)リフィル処方箋を活用するためにはそちらへの周知が必要ではないかと感じます
- リフィル処方箋を推進するには、医師診療報酬の見直しが必要

自由意見

- 高齢の患者様が多く、リフィル処方箋をお返しした後、2回目3回目に薬局に持参できるとは思えず不安です
- 受付後の処方箋を患者が紛失しないための対策が必要と考えます
- たくさん受け入れた時に、有効期限内に来局されるように確認するのが難しくなりそう
- 血圧、糖尿関連であれば日々の記録がちゃんとできる人でないと受診勧奨のことを考えると対応しにくいと思います
- 一度リフィル処方箋を応需すれば、それ以降はスムーズに対応できると思います。

参考：令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る 特別調査（令和4年度調査）の報告案の紹介

中	医	協	総	－	4	－	1
5	.	3	.	2	2		

中	医	協	検	－	4	－	1
5	.	3	.	2	2		

リフィル処方箋の実施状況調査報告書（案） ＜概要＞

調査の概要①

1 調査の目的

- 令和4年度診療報酬改定において、症状が安定している患者について、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みを設け、処方箋の様式を変更した。
- 本調査では、改定に係る影響等について調査・検証を行う。

2 調査の対象

本調査では、「病院・診療所調査」「保険薬局調査」「患者調査(郵送調査)」および「患者調査(インターネット調査)」の4つの調査を実施した。各調査の対象(抽出方法)は、次のとおり。

(1) 病院・診療所調査

- ・令和4年4～6月にリフィル処方箋の発行実績がある病院
- ・リフィル処方箋の発行実績がない病院

上記合計1,000施設

- ・令和4年4～6月にリフィル処方箋の発行実績がある診療所
- ・リフィル処方箋の発行実績がない診療所

上記合計1,000施設

(2) 保険薬局調査

- ・令和4年4～6月にリフィル処方箋の受付実績がある薬局
- ・リフィル処方箋の受付実績がない薬局

上記合計500施設

調査の概要②

2 調査の対象(続き)

(3) 患者調査(郵送調査)

- ・病院調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名
- ・診療所調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名
- ・保険薬局調査の対象施設に調査期間中に来局した患者のうち、1施設につき2名

(4) 患者調査(インターネット調査)

直近6か月間で保険薬局に処方箋を持って来局した患者のうち、無作為抽出した1,000名

3 調査の方法

- いずれの調査も、対象施設に対して自記式調査票を郵送配布し、回答を依頼した。
- 対象施設からの回答方法は、同封の返信用封筒により記入済の紙の調査票を返送してもらう方法と、調査専用のウェブサイトから電子調査票をダウンロードし、記入済のファイルをメールで調査事務局あて送付してもらう方法の2種類を用意し、対象施設に選択いただけるようにした。
- 調査実施時期は、いずれの調査も令和4年12月～令和5年1月であった。

調査の概要③

4 回収の状況

- 病院・診療所調査は発送数2,000件に対し、有効回答数が612件（有効回答率30.6%）であった。
- 保険薬局調査は発送数500件に対し、有効回答数が223件（有効回答率44.6%）であった。
- 患者調査の有効回答数は、郵送調査は641人、WEB調査が1,000人であった。

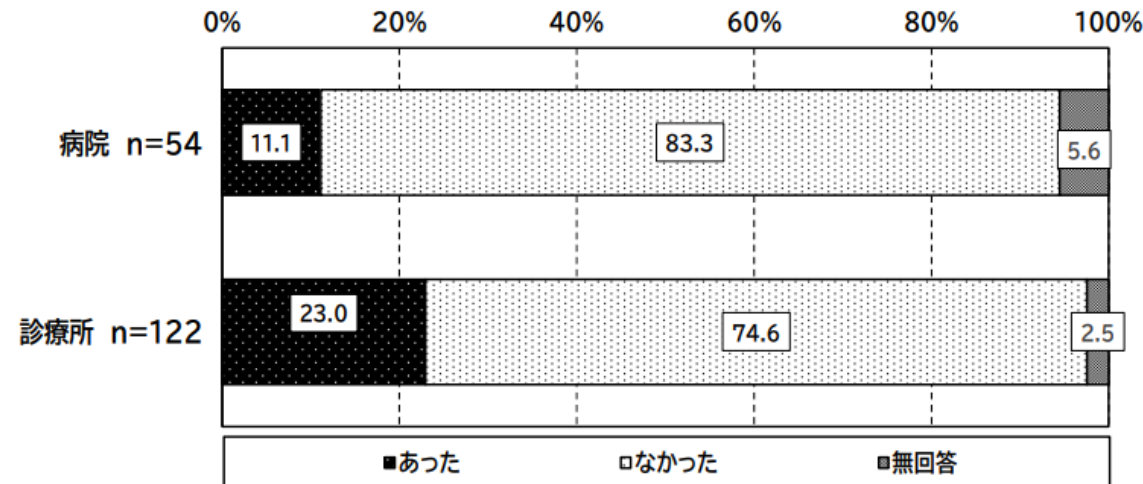
	発送数	有効回答数	有効回答率
①病院・診療所調査	2,000件	612件	30.6%
病:リフィル発行実績あり	500件	162件	32.4%
病:リフィル発行実績なし	500件	133件	26.6%
診:リフィル発行実績あり	500件	169件	33.8%
診:リフィル発行実績なし	500件	145件	29.0%
②保険薬局調査	500件	223件	44.6%
リフィル受付実績あり	250件	119件	47.6%
リフィル受付実績なし	250件	104件	41.6%
③患者調査(郵送調査)	—	641件	—
④患者調査(インターネット調査)	—	1,000件	—

病院・診療所調査の結果④

＜リフィル処方箋に関する薬局からの服薬情報提供書＞（報告書p47）

○リフィル処方箋を「発行したことがある」と回答した施設のうち、リフィル処方箋に関する薬局からの服薬情報提供書（トレーシングレポート）の有無について、病院では「あった」が11.1%、「なかった」が83.3%であった。診療所では「あった」が23.0%、「なかった」が74.6%であった

図表 2-46 リフィル処方箋に関する薬局からの服薬情報提供書
（トレーシングレポート）の有無（病院・診療所別）



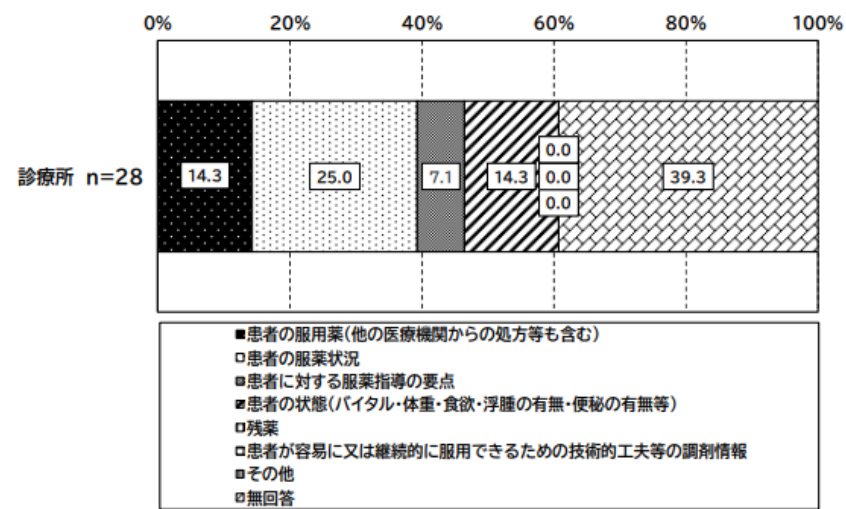
病院・診療所調査の結果⑤

＜リフィル処方に関するトレーシングレポートで提供された情報（最も多いもの）＞（報告書p50,51）

○リフィル処方に関するトレーシングレポートで提供された情報（最も多いもの）について、病院では「患者の服用薬（他の医療機関からの処方等も含む）」「患者の服薬状況」の2つが最も多く33.3%、次いで「患者の状態（バイタル・体重・食欲・浮腫の有無・便秘の有無等）」が16.7%であった。診療所では「患者の服薬状況」が最も多く25.0%、次いで「患者の服用薬（他の医療機関からの処方等も含む）」「患者の状態（バイタル・体重・食欲・浮腫の有無・便秘の有無等）」の2つが14.3%であった。

図表 2-49 リフィル処方に関するトレーシングレポートで提供された情報（最も多いもの）
（病院・診療所別）

	回答 施設数	患者の服用薬 （他の医療機関からの処方等も含む）	患者の服薬状況	患者に対する服薬指導の要点	患者の状態（バイタル・体重・食欲・浮腫の有無・便秘の有無等）	残薬	患者が容易に又は継続的に服用するための技術的工夫等の調剤情報	その他	無回答
病院	6	2	2	0	1	0	0	0	1
	(%)	33.3	33.3	0	16.7	0	0	0	16.7
診療所	28	4	7	2	4	0	0	0	11
	(%)	14.3	25.0	7.1	14.3	0	0	0	39.3



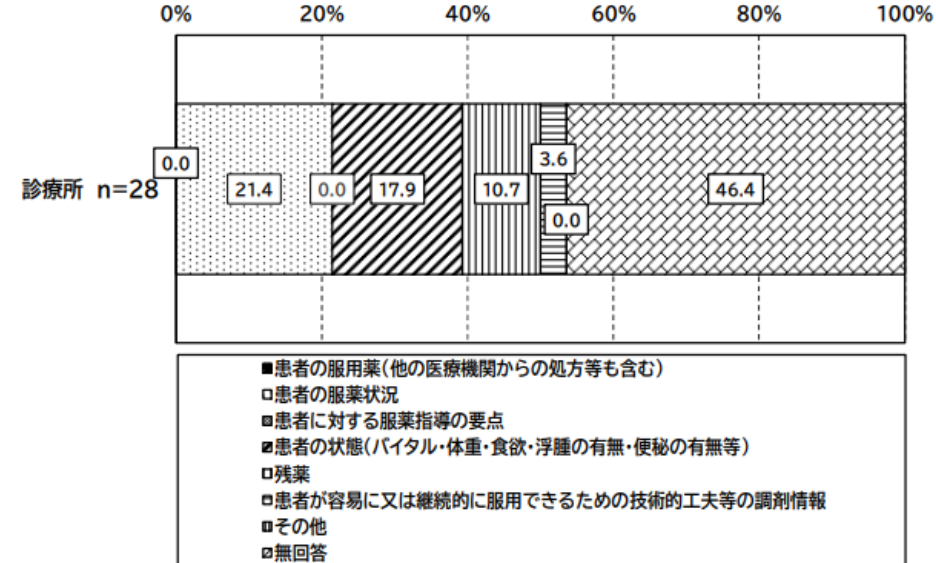
病院・診療所調査の結果⑥

＜リフィル処方に関するトレーシングレポートで提供してほしい情報（最重要のもの）＞
（報告書p54）

○リフィル処方に関するトレーシングレポートで提供してほしい情報（最も多いもの）について、病院では「患者の服薬状況」が最も多く66.7%であった。診療所では「患者の服薬状況」が最も多く21.4%、次いで「患者の状態（バイタル・体重・食欲・浮腫の有無・便秘の有無等）」が17.9%であった。

図表 2-51 リフィル処方に関するトレーシングレポートで提供してほしい情報
（最重要のもの）（病院・診療所別）

	回答 施設数	患者の服用薬（他の医療機関からの処方等も含む）	患者の服薬状況	患者に対する服薬指導の要点	患者の状態（バイタル・体重・食欲・浮腫の有無・便秘の有無等）	残薬	患者が容易に又は継続的に服用できるための技術的工夫等の調剤情報	その他	無回答
病院	6	0	4	0	0	0	0	0	2
	(%)	0	66.7	0	0	0	0	0	33.3
診療所	28	0	6	0	5	3	1	0	13
	(%)	0	21.4	0	17.9	10.7	3.6	0	46.4



保険薬局調査の結果③

＜リフィル処方箋の患者フォローアップ（来局時除く）で受診勧奨をした経験＞（報告書p110）

○リフィル処方箋の患者フォローアップ（来局時除く）で受診勧奨をした経験は、「ある」が4.8%、「ない」が71.8%であった。

図表 3-57 リフィル処方箋の患者フォローアップ（来局時除く）で受診勧奨をした経験

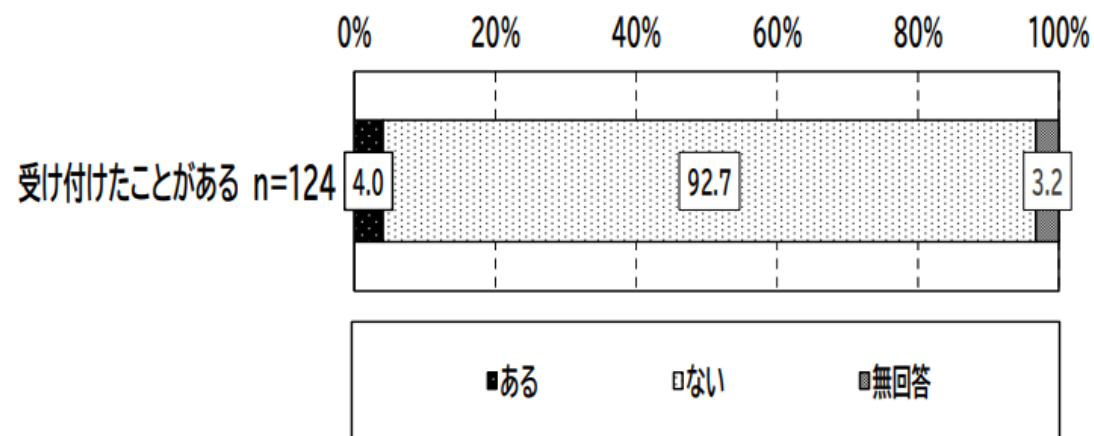


保険薬局調査の結果⑤

＜リフィル処方箋の患者に関して医師に服薬指導提供書（トレーシングレポート）を提供した経験＞（報告書p122）

○リフィル処方箋の患者に関して医師に服薬指導提供書（トレーシングレポート）を提供した経験については「ある」が4.0%、「ない」が92.7%であった。

図表 3-77 リフィル処方箋の患者に関して医師に服薬指導提供書（トレーシングレポート）を提供した経験（調査票におけるリフィル処方箋の受付に係る回答実績有無別）

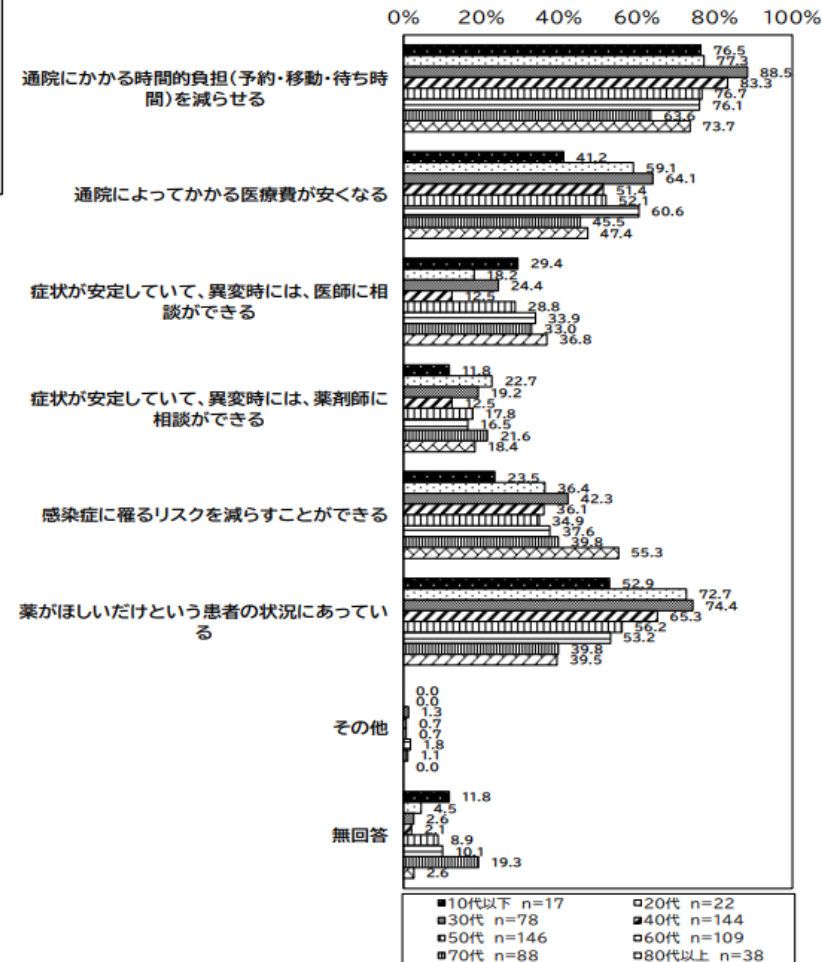


患者調査の結果⑨

＜リフィル処方箋を利用することについてメリットになると感じるもの＞（報告書p156）

○リフィル処方箋を利用することについてメリットになると感じるものについては、「通院にかかる時間的負担（予約・移動・待ち時間）を減らせる」が最も多く、次いで「薬がほしだけという患者の状況にあっている」との回答が多かった。

図表 4-51 リフィル処方箋を利用することについて
メリットになると感じるもの
全て選択（年代別）

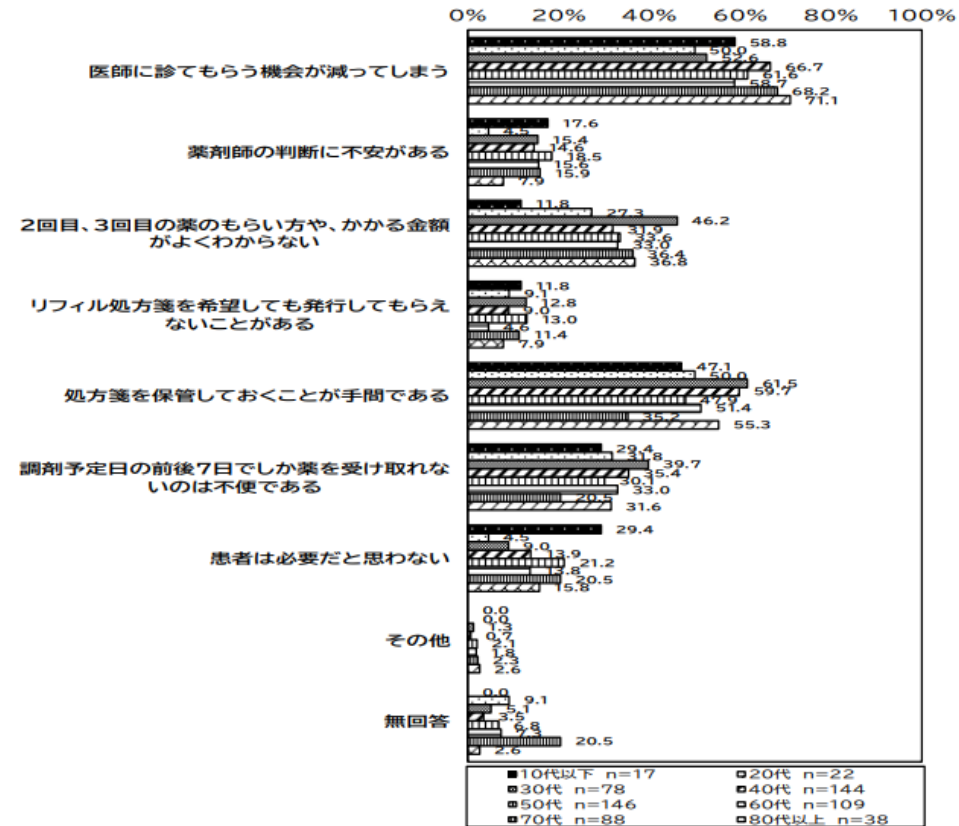


患者調査の結果⑩

＜リフィル処方箋を利用することについてデメリットになると感じるもの＞（報告書p159）

○リフィル処方箋を利用することについてデメリットになると感じるものについては、「医師に診てもらう機会が減ってしまう」が最も多く、次いで「処方箋を保管しておくことが手間である」との回答が多かった。

図表 4-55 リフィル処方箋を利用することについてデメリットになると感じるもの
全て選択（年代別）



(6) リフィル処方箋に関するご意見・ご要望等

① リフィル処方箋に関してご意見・ご要望

- ・紙は紛失するのでデジタルにしてほしい
- ・症状が安定しており、薬のみ希望する患者にとって需要が多いと感じる
- ・認知度が低いため、医師から提案してほしい
- ・医師と薬剤師の判断が異なる場合の対処方法や連携についてきちんと教えてほしい
- ・処方箋は患者の希望により薬局で預かる仕組みにしてほしい
- ・飲み忘れや副作用への対応がスムーズにできるのか
- ・トラブル発生時の責任や賠償のルールを明確に定めてほしい
- ・高齢で受診する病院が多い患者にとって有用
- ・医師と接する機会が減るため、診察を受けない処方是不安
- ・医療費削減のための施策に感じる
- ・アンケートが回答しづらかった

等

(6) リフィル処方箋に関するご意見・ご要望等

① リフィル処方箋に関してご意見・ご要望

～自由記載～

- ・リフィル処方箋に関してもっと PR して、医師や薬剤師から説明をして欲しい
- ・あまりいいとは思わない
- ・コロナ等で病院に行くことへの不安があるため、お得で、便利であれば利用したい
- ・とてもいい制度なので、多くの医療機関で使用できればぜひ利用したい
- ・医師のほうから提案してほしい
- ・リフィル処方箋の説明を聞いたことがないので理解していない
- ・時間の短縮になりいいと思う
- ・症状が安定していればいいが、急変した際に不安である
- ・「リフィル処方箋」初めて聞く言葉なのでよくわからない
- ・便利で効率的だと思う 等